

○コア業務以外の業務に関する外部委託の拡大

民間委託の推進

- 市場化テストモデル事業の実施。
- 市場化テストモデル事業の実施箇所の段階的な拡大。
- 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案」に基づく国民年金保険料収納事業の実施。【新規】
- 電話納付督促委託契約の成功報酬等の導入。【新規】

→ 民間のノウハウとの組み合わせにより、効率的で質の高い業務の実現を図る。

○関係省庁、自治体、各種団体等との連携の下での納付率向上の加速化

○商工会等への保険料収納の委託

○厚年・健保の未適用事業所への加入指導の強化

免除等申請手続の簡素化【新規】

- 全額免除対象者等の免除手続の簡素化。
- 学生納付特例手続へのターンアラウンド方式の導入。
- 大学等による学生納付特例の申請代行の仕組みの導入。
- 法定免除該当者の自動免除手続等の実施。

→ 免除等申請者の負担軽減を図るとともに、免除等を受けることが可能な者の申請漏れを防止する。

市町村・事業主・関係団体及び関係制度との新たな協力・連携体制の確立

- 国年と国保の被保険者資格情報の相互提供による未加入者の早期把握・加入勧奨等の連携。
- 国民年金保険料未納者に対する短期の国民健康保険被保険者証の交付・交付対象者による市町村への国年保険料の納付委託。
- 社会保険に密接に関わる事業者等が長期間にわたって社会保険料を未納の場合には、当該事業者等の指定等又はその更新を認めない仕組みの導入。
- 事業主に対し、パートなど従業員への国年保険料納付の勧奨等について、協力を依頼。
- 商工会を納付受託者に指定し、受託した商工会は、商工会での窓口収納、戸別訪問による納付案内、口座振替の勧奨を実施。
- 国民健康保険組合に対し、国民年金への加入や口座振替の周知等の納付促進について協力を依頼。

→ 市町村・事業主・関係団体及び関係制度との新たな協力・連携体制を確立する。

未適用事業所の適用の推進

- 重点加入指導、職権適用の対象の順次拡大。

→ 厚生年金・健康保険の未適用事業所について、厳格・適正な適用を推進し、保険料負担の公平性を確保する。

○労働保険との徴収事務の一元化

労働保険との徴収事務の一元化

- 平成18年度から、以下の取組を実施。
 - ア 双方の保険料を滞納している事業所に係る納付督励について、社会保険の職員が実施
 - イ 双方の調査対象事業所に係る共同調査について、労働保険の職員が実施
 - ウ 徴収事務センターで受け付ける労働保険の届出書の範囲の拡大
 - エ 事業所説明会開催時期の統一(3月又は4月に統一)
- 労働保険における年度更新と社会保険の算定基礎届の提出期限を統一。

労働保険との徴収事務の一元化を推進する。